

令和6年度

特別支援教育の研修・相談案内

みんなで創る特別支援教育推進事業
切れ目ない支援体制充実促進事業

研修

通常の学級実践研修

[対象] 小・中学校等の通常の学級の担任

→p3

通級による指導実践研修

[対象] 小・中学校の通級による指導担当教員

→p4

特別支援学級実践研修

[対象] 特別支援学級担任

→p5

特別支援学校体験研修

[対象] 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

→p10

その他の研修会

- ・特別支援教育コーディネーターの各種研修会
- ・特別支援教育支援員研修会
- ・総合教育センターのC講座、公開講演
- ・障害理解研修会～心のバリアフリーミーティング～ 等

→p10

相談

特別支援教育アドバイザーによる相談・支援

[対象] 幼・保・認定こども園等、保護者

→p11

小・中学校等特別支援チームによる相談・支援

[対象] 小学校、中学校、義務教育学校

→p12, 13

高等学校特別支援チームによる相談・支援

[対象] 高等学校

→p14

特別支援学校のセンター的機能の活用

[対象] 幼・保・認定こども園等、小・中学校等、高等学校、保護者 等

→p15~18

秋田県教育委員会

「特別支援教育の研修・相談案内」の活用について

一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に向けて

秋田県教育委員会では、「第四次秋田県特別支援教育総合整備計画」（令和5年度～令和9年度）により、障害のある幼児児童生徒などの自立と社会参加に向けて、全ての学校（園）において、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に図ります。

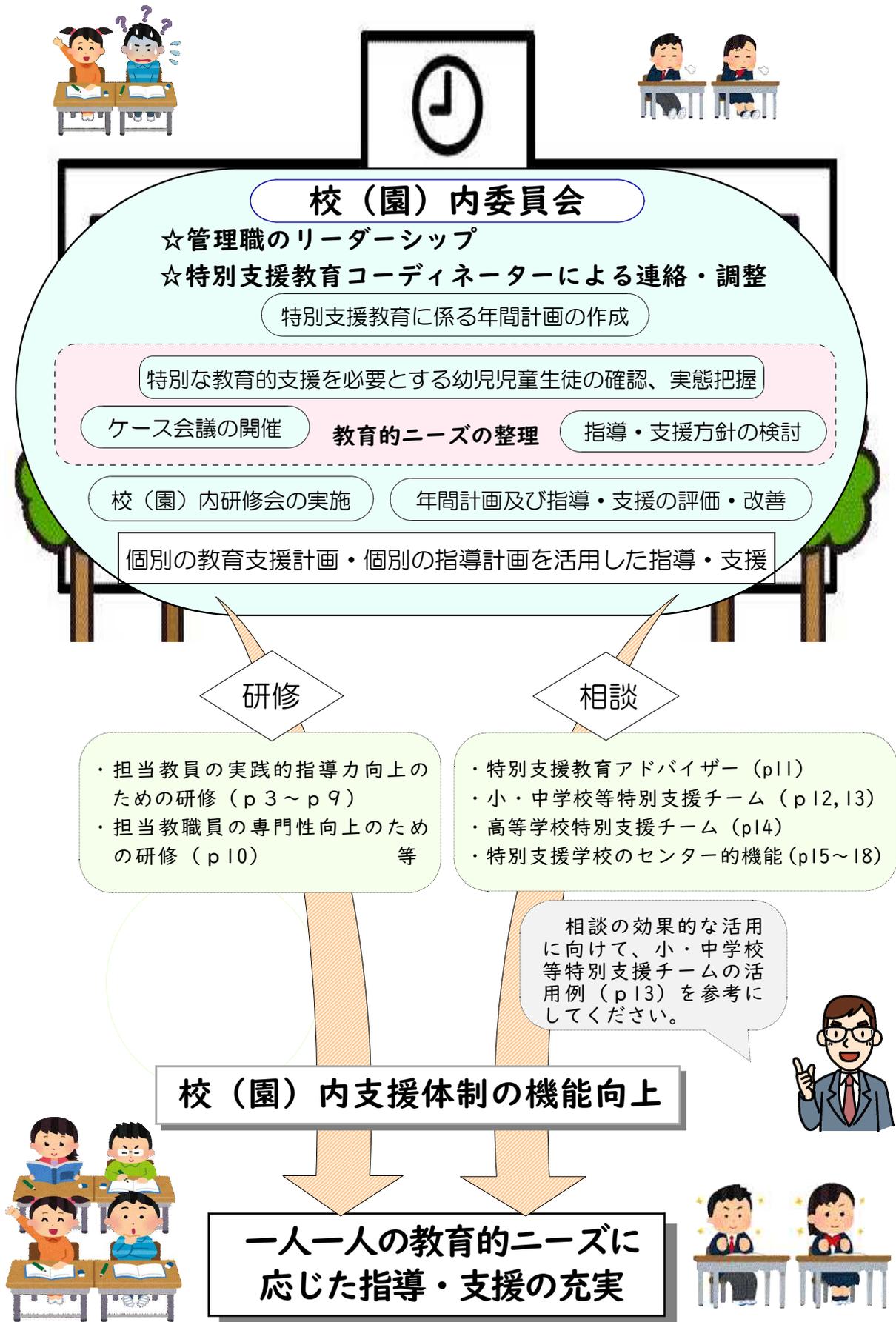
幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・義務教育学校、高等学校における、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に向けては、校（園）内支援体制の機能向上を図ることが重要です。各校（園）においては、本案内で紹介する研修や相談を、自校（園）の課題に応じて積極的に活用してください。

研修	目的と対象	幼稚園・保育所・ 認定こども園等	小・中・義務教育学校			高等学校	特別支援学校	ページ
			通常の学級	通級による指導	特別支援学級			
担当教員の実践的指導力向上のために								
	通常の学級実践研修	—	○	—	—	—	—	3
	通級による指導実践研修	—	—	○	—	—	—	4
	特別支援学級実践研修	—	—	—	○	—	—	5
	特別支援学校体験研修	—	○	○	○	○	—	10
担当教職員の専門性向上のために								
	新任特別支援教育コーディネーター研修会	○	○			○	○	10
	小・中学校等特別支援教育コーディネーター連絡協議会	—	○			—	—	
	高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会	—	—			○	—	
	特別支援教育支援員研修会	—	○	—	○	—	—	
全教職員の理解推進のために								
	総合教育センターのC講座、公開講演	○	○			○	○	10
	障害理解研修会～心のバリアフリーミーティング～	○	○			○	○	

相談	対象	幼稚園・保育所・ 認定こども園等	小・中・義務教育学校			高等学校	特別支援学校	ページ
			通常の学級	通級による指導	特別支援学級			
	特別支援教育アドバイザーによる相談・支援	○	(○)*			—	—	11
	小・中学校等特別支援チームによる相談・支援	—	○			—	—	12 13
	高等学校特別支援チームによる相談・支援	—	—			○	—	14
	各特別支援学校のセンター的機能の活用							15
	視覚支援学校 ロービジョン支援センター・サテライト教室	○	○			○	○	16
	聴覚支援学校 きこえとことば支援センター・サテライト教室							17
	秋田きらり支援学校（肢体不自由教育） 病弱教育サポートセンター							18

※障害のある幼児に対する早期からの就学相談を中心に、就学後の教育相談等も行っています。

校（園）内支援体制の機能向上を図る 本案内記載の研修及び相談の活用イメージ



令和6年度

通常の学級実践研修 実施要項

1 趣 旨

障害のある児童生徒などが在籍している小・中学校等の通常の学級に、特別支援教育担当指導主事が訪問し、通常の学級の担任による提示授業に基づく協議等を実施することにより、通常の学級の担任の実践的指導力の向上を図る。なお、特別支援教育支援員配置校においては、特別支援教育支援員との連携等による指導・支援の充実を図る。

2 対象校・対象者及び実施回数

対 象 校 ・ 対 象 者	回 数
○研修を希望する小・中学校等 ・通常の学級の担任（教科等の担任を含む） ※特別支援教育支援員配置校においては、当該授業を担当する特別支援教育支援員	1校につき 年1～2回

3 内 容

(1) 授業提示

- ・1回につき1授業の提示とする。
- ・学習指導案（略案可）に基づく提示とする。

(2) 協議

参加者：学級担任、教科担当教員、管理職、特別支援教育コーディネーター
関係教職員（教務主任、研究主任、学年主任等 ※特別支援教育支援員）
訪問者：特別支援教育担当指導主事

- 協議内容例（6～7ページの各実践研修の内容例参照）
- ・各教科等における個々の学習上の困難さの理解と指導の工夫
 - ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した授業づくり
 - ・学級担任と特別支援教育支援員の連携の工夫
 - ・ユニバーサルデザインの視点による授業づくり

4 実施上の留意事項

- (1) 実施日は、令和6年6月3日（月）以降に設定すること。
- (2) 実施計画書〈様式2-1〉を送付する際に、学習指導案（略案可）及びサポート対象の児童生徒の個別の指導計画、特別支援教育の年間計画を同封すること。なお、個別の教育支援計画を作成している場合は同じく同封すること。
- (3) 日程及び内容の設定に当たっては、研修の目的が達成できるよう、6～7ページの各実践研修の内容例を参照し、十分に工夫するとともに参加者を検討すること。
- (4) 特別支援教育支援員配置校においては、複数の特別支援教育支援員が配置されている学校であっても、1回の訪問での授業提示は1つとする。

5 申込みから研修実施までの手続き

8～9ページの申込要領参照〈様式1-1、様式2-1〉

令和6年度

通級による指導実践研修 実施要項

1 趣 旨

小・中学校の通級指導教室に特別支援教育担当指導主事が訪問し、提示授業に基づく協議等を地域の通級による指導担当教員を含めて実施することにより、通級による指導担当教員の実践的指導力の向上とともに、地域の特別支援教育の推進を図る。

2 対象者及び実施回数

対 象 者	回 数
①通級による指導新担当（初めて担当する）教員全員（再任用教員を含む） ②通級による指導担当教員希望者（経験者） ※通級による指導の経験はあるが、 <u>初めての障害種（言語障害又はLD・ADHD等）</u> を担当する教員は、受講することが望ましい。	年1回

3 内 容

(1) 授業提示

学習指導案に基づく提示とする。

(2) 協議

参加者：通級による指導担当教員、管理職、特別支援教育コーディネーター、地域の通級による指導担当教員、関係教職員（在籍学級担任、教科担当教員、学年主任等）

訪問者：特別支援教育担当指導主事

○協議内容例（6～7ページの各実践研修の内容例参照）

- ・ 特別の教育課程の理解に基づいた個別の指導計画の作成
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した保護者、在籍学級担任との連携
- ・ 障害の特性や心身の発達の段階等を踏まえた自立活動の指導内容
- ・ 校内及び地域の特別支援教育の推進に向けた取組

4 実施上の留意事項

- (1) 実施日は、令和6年6月3日（月）以降に設定すること。
- (2) 実施計画書〈様式2-2〉を送付する際に、学習指導案及び個別の教育支援計画、個別の指導計画を同封すること。必要資料は、在籍学級担任と連携して準備すること。
- (3) 日程及び内容の設定に当たっては、研修の目的が達成できるよう、6～7ページの各実践研修の内容例を参照し、十分に工夫するとともに参加者を検討すること。
- (4) 研修実施校は、本研修の趣旨を踏まえ、地域の通級による指導担当教員と共に研修する機会として実施すること。また、通級指導教室設置校は、各教育事務所提供する地域の研修実施校についての情報を参考に、研修の場として積極的に活用すること。
※研修人事交流で特別支援学校に勤務している教員も参加できるものとする。

5 申込みから研修実施までの手続き

8～9ページの申込要領参照〈様式1-2、様式2-2〉

令和6年度

特別支援学級実践研修 実施要項

1 趣 旨

特別支援学級に特別支援教育担当指導主事と特別支援学校の教職員が訪問し、提示授業に基づく協議等を実施することにより、特別支援学級担任の実践的指導力の向上を図る。

2 対象者及び実施回数

対 象 者	回 数
①特別支援学級新担任（初めて担任する）教諭全員（再任用教諭含む） ※特別支援学校において教職経験のある教諭は除く。ただし、弱視学級・難聴学級を初めて担当する教諭は受講することが望ましい。	年1回
②特別支援学級担任希望者（経験者、臨時講師） ※特別支援学級担任の経験はあるが、初めての障害種を担当する教員は、受講することが望ましい。	

3 内 容

(1) 授業提示

- ・学習指導案に基づく提示とする。

(2) 協議

参加者：学級担任、管理職、特別支援教育コーディネーター、関係教職員（教務主任、研究主任、学年主任、交流学級担任等）

訪問者：特別支援教育担当指導主事、特別支援学校の教職員

○協議内容例（6～7ページの各実践研修の内容例参照）

- ・児童生徒や学級の実態に応じた特別の教育課程の編成と実施
- ・障害の状態等に応じた自立活動の指導
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した授業づくり
- ・効果的な交流及び共同学習の計画と実際

4 実施上の留意事項

- (1) 実施日は、令和6年6月3日（月）以降に設定すること。
- (2) 実施計画書〈様式2-3〉を送付する際に、学習指導案及び個別の教育支援計画、個別の指導計画、提示授業の年間指導計画を同封すること。
- (3) 日程及び内容の設定に当たっては、研修の目的が達成できるよう、6～7ページの各実践研修の内容例を参照し、研修内容を十分に工夫するとともに参加者を検討すること。
- (4) 近隣小・中学校等に研修の場を提供できるように、本研修の実施校は参加の呼び掛けを検討すること。

5 申込みから研修実施までの手続き

8～9ページの申込要領参照〈様式1-3、様式2-3〉

各実践研修（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）の内容例

次の1～3は例であり、各学校・学級の課題解決を図る効果的な研修となるよう、参考資料の「A 共通の内容」、「B 障害種別の内容」を参考にしながら、日程や協議の内容を設定してください。

1 通常の学級実践研修

中学校 通常の学級の場合

10:20～11:10 授業提示（社会科）

13:30～15:00 関係教職員による協議

参加者：学級担任、教科担当教員、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、特別支援教育支援員、その他の関係教職員

〈協議題〉「学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」

2 通級による指導実践研修

小学校 通級指導教室（経験者）の場合

13:30～14:15 授業提示（自立活動）

15:00～16:15 関係教職員による協議

参加者：通級による指導担当教員、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、地域の通級による指導担当教員、在籍学級担任、学年主任、その他の関係教職員

〈協議題〉「在籍学級担任との連携を通じた各教科等との関連による効果的な指導」

3 特別支援学級実践研修

小学校 難聴特別支援学級（新担任）の場合

13:30～14:15 授業提示（国語科）

15:00～16:30 関係教職員による協議

参加者：学級担任、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、交流学級担任、その他の関係教職員

〈協議題〉「教科指導と自立活動の指導との関連」「交流及び共同学習の進め方」

○参考資料

A 共通の内容 ※協議内容例の下線部は、「学校教育の指針 令和6年度の重点（秋田県教育委員会）」に係る内容

研修項目	協議内容例
授業研究	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における個々の学習上の困難さの理解と指導の工夫 ・ユニバーサルデザインの視点による授業づくり ・特別支援教育支援員との連携 ・指導計画の作成と指導内容・方法の工夫 ・各教科等の指導と自立活動との関連 ・一人一人の障害の状態等を踏まえたにICTの効果的な活用
個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の実態把握 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、引継ぎ ・個別の教育支援計画への合理的配慮の明示と提供
学級経営等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別の教育課程の理解と編成・実施（通級による指導、特別支援学級） ・特別支援教育支援員との連携 ・保護者との連携 ・学習環境の整備 ・進路指導の充実 ・交流学級との組織的・計画的な交流及び共同学習の実施

B 障害種別の内容

◇視覚障害

研修項目	協議内容例
弱視児童生徒の理解と対応	視覚障害の理解と対応、実態把握の内容・方法・留意点、通常の学級における指導上の配慮
弱視学級の学級経営	他の児童生徒の視覚障害に対する理解
弱視児童生徒の自立活動	視覚補助具（支援機器）の活用、保有する感覚の活用による環境把握、自己の見え方の理解と環境調整、ICTの活用

◇聴覚障害

研修項目	協議内容例
難聴児童生徒の理解と対応	聴覚障害の理解と対応、実態把握の内容・方法・留意点、通常の学級における指導上の配慮
難聴学級の学級経営	他の児童生徒の聴覚障害に対する理解
難聴児童生徒の自立活動	言葉の習得と概念の形成、コミュニケーション手段の選択と活用、自己の聞こえの状況の理解と対応、ICTの活用

◇知的障害

研修項目	協議内容例
知的障害児童生徒の理解と対応	知的障害の理解と対応、実態把握の内容・方法・留意点、通常の学級における指導上の配慮
知的障害学級の学習及び自立活動の指導	各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習等）、各教科の指導、自立活動の指導の計画・評価・改善、ICTの活用

◇肢体不自由

研修項目	協議内容例
肢体不自由児童生徒、重度・重複障害児童生徒の理解と対応	肢体不自由及び重度・重複障害の理解と対応、実態把握の内容・方法・留意点、学習と生活の環境設定、通常の学級における指導上の配慮
肢体不自由学級の学級経営	進路指導、医療等関係機関との連携
肢体不自由児童生徒の自立活動	基本動作（姿勢保持、上肢・下肢の運動・動作）の改善と習得、ボディイメージの獲得と空間概念の形成、補助具やICTの活用

◇病弱・身体虚弱

研修項目	協議内容例
病弱・身体虚弱児童生徒の理解と対応	病弱・身体虚弱児童生徒の理解と対応、実態把握の内容・方法・留意点、ICFの障害観の理解、通常の学級における指導上の配慮
病弱・身体虚弱学級の学級経営	医療等関係機関との連携
病弱・身体虚弱児童生徒の自立活動	病気の状態の理解と自己管理、病状等に応じた集団活動への参加、ICTの活用

◇自閉症・情緒障害

研修項目	協議内容例
自閉症・情緒障害児童生徒の理解と対応	自閉症・情緒障害の理解と対応、実態把握の内容・方法・留意点、通常の学級における指導上の配慮、通級指導教室における指導、心理検査の活用
自閉症・情緒障害児童生徒の自立活動	自己理解による生活環境や行動の調整、コミュニケーション方法の習得と活用、ICTの活用

各実践研修（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）申込要領

1 申込み等の事務手続き

- (1) 各実践研修を申し込む学校は、申込書<様式1-1>、<様式1-2>、<様式1-3>を市町村教育委員会が指定する期日までに、市町村教育委員会教育長宛てに送付すること。
該当の市町村教育委員会の指示に従って、紙媒体又は電子データで手続きをすること。
※県北地区については、令和6年度学校訪問・研究会等指導者要請書により申し込むこと。
- (2) 実施日、訪問する指導主事、特別支援学校教職員については、後日、市町村教育委員会教育長から学校長に通知する。
- (3) 実施校は、実施日1週間前までに実施計画書<様式2-1>、<様式2-2>、<様式2-3>を、訪問する指導主事、特別支援学校教職員の各所属長宛てに送付すること。
- (4) 実施日や日程を変更する場合は、市町村教育委員会に連絡すること。なお、緊急の場合は、直接所管教育事務所・出張所に連絡すること。

2 申込み等に関する様式

<様式1-1> 申込書 A4判片面1枚 (県北地区は、様式1-1・2・3は使用しない)

令和6年度 通常の学級実践研修 申込書				
学校名 △△学校				
校長 ○ ○ ○ ○				
学年・組	研修者 職・氏名 (役割)	希望する期日		
		第1	第2	第3
	.			
	.			

※1 「研修者 職・氏名 (役割)」には、担任、支援員等を記入すること。
 ※2 希望回数 (1～2回) 分を記入すること。(実施要項「2 対象校・対象者及び実施回数」を参照)

<様式1-2> 申込書 A4判片面1枚

令和6年度 通級による指導実践研修 申込書						
学校名 △△学校						
校長 ○ ○ ○ ○						
障害種別	研修者 職・氏名	新担当	経験者	希望する期日		
				第1	第2	第3
	.					

※1 障害種別の欄には、「言語障害」又は「LD・ADHD等」と記入すること。
 ※2 新担当・経験者の欄には該当に○を記入すること。

<様式1-3> 申込書 A4判片面1枚

令和6年度 特別支援学級実践研修 申込書						
学校名 △△学校						
校長 ○ ○ ○ ○						
担当学級種別	研修者 職・氏名	新担任	経験者	希望する期日		
				第1	第2	第3
	.					

※1 担当学級種別の欄には、「知的」「肢体」「病弱」「弱視」「難聴」「自閉・情緒」と記入すること。
 ※2 新担任・経験者の欄には該当に○を記入すること。(経験者が初めて経験する障害種の場合は新担任にも○)

<様式2-1> 実施計画書 A4判片面1枚

令和6年度 通常の学級実践研修実施計画書			
学校名		学校	実施日
研修者	年 組	担任 職・氏名	
		支援員氏名	
1 日 程 ※研修実施の目的が達成できるよう、各学校において十分に工夫すること。 2 学級及び対象児童生徒の実態（性別、障害の状態、学習・生活の様子等） 3 実践上の課題 4 質問事項及び協議内容等			
			※1 日程、4 協議内容は、6～7 ページの各実践研修内容例参照

※学習指導案（略案可）、サポート対象の児童生徒の個別の指導計画、特別支援教育の年間計画を同封すること。なお、個別の教育支援計画を作成している場合は同じく同封すること。

<様式2-2> 実施計画書 A4判片面1枚

令和6年度 通級による指導実践研修 実施計画書			
学校名		学校	障害種別
職・氏名		実施日	
1 日 程 ※研修実施の目的が達成できるよう、各学校において十分に工夫すること。 2 対象児童生徒の実態（性別、障害の状態、学習・生活の様子等） 3 実践上の課題 4 質問事項及び協議内容等			
			※1 日程、4 協議内容は、6～7 ページの各実践研修内容例参照

※1 障害種別の欄には、「言語障害」又は「LD・ADHD等」と記入すること。
 ※2 学習指導案、個別の教育支援計画、個別の指導計画（在籍学級担任と連携して準備）を同封すること。

<様式2-3> 実施計画書 A4判片面1枚

令和6年度 特別支援学級実践研修 実施計画書			
学校名		学校	担当学級種別
職・氏名		実施日	
1 日 程 ※研修実施の目的が達成できるよう、各学校において十分に工夫すること。 2 学級及び対象児童生徒の実態（性別、障害の状態、学習・生活の様子等） 3 実践上の課題 4 質問事項及び協議内容等			
			※1 日程、4 協議内容は、6～7 ページの各実践研修内容例参照

※1 担当学級種別の欄には、「知的」「肢体」「病弱」「弱視」「難聴」「自閉・情緒」と記入すること。
 ※2 学習指導案、個別の教育支援計画、個別の指導計画、提示授業の年間指導計画を同封すること。

※申込書、実施計画書の様式は、特別支援教育課のWebページからダウンロードできます。 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/15701>



特別支援学校体験研修

1 趣 旨

特別な支援を必要とする児童生徒への指導力向上に資するため、特別支援学校を会場として授業参加、授業づくり等の体験的な研修を行います。

2 対象者及び実施回数

対 象 者	回 数
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教員	希望する回数

3 会 場

各特別支援学校

4 研修内容及び方法

- ・授業体験等を行い、指導計画や具体的な指導内容・方法等について研修します。
- ・学校見学や情報交換の時間の設定、放課後の時間帯での実施等、ニーズに応じて柔軟に対応します。

5 申込み

随時受け付けています。各特別支援学校にお問い合わせください。

その他の研修会等のお知らせ			
内 容	実施日	会 場	担 当
○新任特別支援教育コーディネーター研修会 対象:特別支援教育コーディネーター(幼・保・認定こども園等、小・中学校等、高等学校、特別支援学校)	I期:6月6日(木) II期:11月14日(木)	県北:北秋田市民 ふれあいプラザコムコム 県央:秋田県総合教育センター 県南:(I期)美郷町公民館 南ふれあい館 (II期)十文字地区交流センター(予定)	特別支援教育課
○小・中学校等特別支援教育コーディネーター連絡協議会 対象:特別支援教育コーディネーター(小・中学校等)	県北:7月29日(月) 県央:10月31日(木) 県南:8月7日(水)	オンライン開催 秋田県総合教育センター 浅舞地区交流センター	各教育事務所
○高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会 対象:特別支援教育コーディネーター(高等学校)	8月1日(木)	オンライン開催	特別支援教育課
○特別支援教育支援員研修会 対象:小・中学校等の特別支援教育支援員(1~3年目)	県北:4月25日(木) 県央:4月23日(火) 県南:5月9日(木)	大館市立中央公民館 秋田県総合教育センター 浅舞地区交流センター	特別支援教育課
C-46:「アセスメントの方法と指導の実際」 講師:日本臨床発達心理学会茨城支部長 大六 一志	6月14日(金)	秋田県総合教育センター	秋田県総合教育センター支援チーム 特別支援教育担当
C-45:「主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりー知的障害のある児童生徒への『教科別の指導』と授業改善ー」 講師:茨城大学教育学部 教授 新井 英靖	7月5日(金)		
C-47:「自校におけるインクルーシブ教育の推進」 公開講演「インクルーシブ教育時代に押さえる学級づくりのポイント」 講師:宮城学院女子大学教育学部 教授 梅田 真理	8月23日(金)		
C-48:「発達気がかりな子どもと保護者の支援」 講師:明星大学教育学部 教授 星山 麻木	9月6日(金)	秋田県総合教育センター (オンライン)	
○障害理解研修会 ~心のバリアフリーミーティング~ 対象:保護者、教職員、地域住民、関係者等	県北:7月29日(月) 県央:10月31日(木) 県南:7月30日(火)	オンライン開催 (北秋田地域振興局) 秋田県総合教育センター オンライン開催 (美郷町公民館)	各教育事務所

※特別支援教育に関する各種研修会は、美の国あきたネットでも紹介しています。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/70006>

特別支援教育アドバイザーによる相談・支援

障害のある幼児児童生徒の教育支援を適切かつ円滑に進めるために、県内各地区に秋田県特別支援教育地域センター（以下「地域センター」）を設置しています。

地域センターに特別支援教育アドバイザーを配置しており、障害のある幼児に対する早期からの就学相談を中心に、就学後の教育相談等も行っています。

対象は幼・保・認定こども園等及び保護者が中心となります。申込みは随時受け付けておりますので、各地域センターにお問い合わせください。（20ページの研修・相談を担当する関係教育機関一覧参照）



小・中学校等特別支援チームによる相談・支援

1 趣 旨

小学校、中学校及び義務教育学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の指導・支援の充実に向けて、校内支援体制の機能向上を図ることを目的に、教育、医療、福祉関係者がチームを組みサポートします。

小・中学校等特別支援チームは県内3地区に事務局を設置（県内3教育事務所単位）

○主な構成メンバー

〈相談支援員〉

教育関係者（特別支援学校教員、特別支援教育アドバイザー、教育事務所・出張所指導主事）

〈相談支援アドバイザー〉

学識経験者（大学教授等）、医療関係者（医師・臨床心理士）、福祉関係者（児童心理司） 等

※相談のニーズに応じてチームを編制する。

※学校への訪問等による相談・支援は相談支援員が実施する。

2 対 象

小学校、中学校、義務教育学校

3 相談・支援の内容

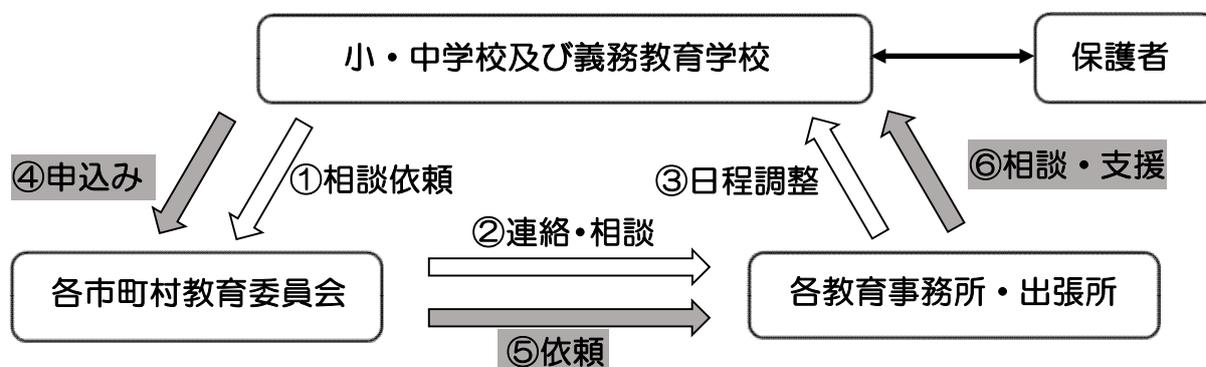
- ・校内委員会の運営（ケース会議の実施 等）に係る助言
- ・対象児童生徒の実態把握に係る助言
- ・対象児童生徒の指導・支援方針の検討に係る助言
- ・対象児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、評価に係る助言
- ・対象児童生徒の相談・支援に係る教職員研修の支援（校内研修会の実施 等）

※各校の依頼に応じて、1校につき年5回まで支援を行います。

4 申込み

○活用に当たっては、保護者と共通理解を図りながら進めてください。

○下の図を参考に申し込んでください。



※各地域によって手続きが若干異なります。詳しくは各教育事務所・出張所にお問い合わせください。

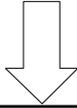
（20ページの研修・相談を担当する関係教育機関一覧参照）

相談

校内支援体制の機能向上を図る相談の活用の実際

(例) 小・中学校等特別支援チームを活用した場合

児童生徒の困難さの気付き
(学級担任、教科担任、保護者 等)



特別支援教育コーディネーター

校内委員会

①特別支援教育の年間計画に基づく校内委員会（ケース会議）において、対象児童生徒の困難さを共有する。



②校内委員会で対象児童生徒の実態把握をする。



③校内委員会で対象児童生徒の指導・支援方針を検討し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する。

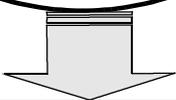


④個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づいた指導・支援を実施する。



⑤校内委員会で対象児童生徒の指導・支援内容を評価し、適宜改善する。

校内支援体制の機能向上



一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

☆校内委員会において①～⑤の取組を進める中で関係団体への相談が必要と判断した場合は、小・中学校等特別支援チームに依頼し、助言を得ることができます。



小・中学校等特別支援チーム

☆特別支援教育の年間計画に基づく校内委員会（ケース会議）等の主体的な取組を必要に応じて支援し、校内支援体制の機能向上を図る。

〈相談・支援の内容〉

- ・校内委員会の運営（ケース会議の実施 等）に係る助言
- ・対象児童生徒の実態把握に係る助言
- ・対象児童生徒の指導・支援方針の検討に係る助言
- ・対象児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用・評価に係る助言
- ・対象児童生徒の相談・支援に係る教職員研修の支援（校内研修会の実施 等）



高等学校特別支援チームによる相談・支援

1 趣 旨

高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援の充実に向けて、校内支援体制の機能向上を図ることを目的に、教育、医療、福祉、労働関係者がチームを組みサポートします。

高等学校特別支援チームは県内3地区の特別支援学校に事務局を設置
(県北：比内支援学校、県央：栗田支援学校、県南：横手支援学校)

○主な構成メンバー

- ・教育専門監（特別支援教育担当）
- ・特別支援学校教職員
(地域支援担当教員、進路指導担当教員 等)
- ・発達障害者支援センター職員
- ・障害者就業・生活支援センター職員
- ・ハローワーク（公共職業安定所）職員
- ・秋田障害者職業センター職員

※相談のニーズに応じてチームを編制する。

2 対 象

高等学校

3 相談・支援の内容

- ・校内委員会の運営（ケース会議の実施 等）に係る助言
- ・対象生徒の実態把握に係る助言
- ・対象生徒の指導・支援方針の検討に係る助言
- ・対象生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、評価に係る助言
- ・対象生徒の進路指導に関する支援
- ・対象生徒の相談・支援に係る教職員研修の支援（校内研修会の実施 等）

※特別支援教育の年間計画に基づき、複数回にわたって相談・支援を活用することを基本とします。

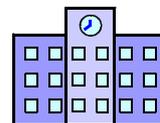
※活用にあたっては、保護者と共通理解を図りながら進めてください。

※この他に、特別支援教育に関する研修会を各地区で開催しています。

4 申込み

○各地区の事務局校へ電話にて相談依頼の後、文書による派遣依頼が必要です。派遣依頼の様式は、事務局校のホームページを参照ください。

○事務局が依頼内容を確認し、訪問日程等を調整・決定します。



5 連絡先

地区	事務局校	電話番号	ホームページアドレス
県北	比内支援学校	0186-55-2131	http://www.hinai-s.akita-pref.ed.jp/
県央	栗田支援学校	018-828-1162	http://www.kurita-s.akita-pref.ed.jp/
県南	横手支援学校	0182-33-4167（高等部）	http://www.yokote-s.akita-pref.ed.jp/

特別支援学校のセンター的機能の活用

県内の各特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能を担っており、幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中学校及び義務教育学校、高等学校のニーズに応じた支援を行っています。申込みは随時受け付けておりますので、各特別支援学校にお問い合わせください。（20ページの研修・相談を担当する関係教育機関一覧参照）

〈センター的機能の概要〉

センター的機能の具体的内容（例）	
①教職員への支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象幼児児童生徒の実態把握に関する支援 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用支援 ・障害理解授業に関する支援
②相談・情報提供機能 (教職員、幼児児童生徒及びその保護者)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習面や生活面に関する教育相談 ・特別支援教育に関する情報提供
③幼児児童生徒への指導・支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・障害等に応じた学習方法等に関する支援 ・障害に応じた補助具等の活用に関する支援
④関係機関等との連絡・調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉、労働などの関係機関等に関する情報提供
⑤教職員に対する研修協力機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校（園）における研修会への協力 ・研修会、講習会等の実施 ・「特別支援学校体験研修」の受入
⑥施設設備等の提供機能	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の学校見学や体験学習等の受入



視覚支援学校 ロービジョン支援センター・サテライト教室

視覚支援学校の「ロービジョン支援センター」では、見えにくさによる学習上又は生活上の困難さを抱える幼児児童生徒やその保護者、学級担任、成人の方の相談に応じるとともに、学校（園）等の研修に対する支援を行っています。年齢に応じた定期的な教育相談の場として、「よつば教室（乳幼児）」「センター教室（小学生、中学生、高校生）」「あいサポート教室（成人）」も設けています。

また、教育相談は県北地区と県南地区に設けたサテライト教室でも行っています。

なお、視覚支援学校には視覚障害教育に関する高い専門性をもつ教育専門監やリハビリテーションに関する専門性をもつ教職員を配置しており、障害の状態に応じた相談・支援を行っています。

1 教育相談等の実施場所・実施日時

地 区	実施日	会 場	時 間
ロービジョン支援センター（全県）	月～金曜日	秋田県立視覚支援学校	9：00～16：30
県北サテライト教室	第3水曜日	北秋田市立鷹巣小学校	10：30～12：30
		大館市立上川浴公民館	14：00～15：30
県南サテライト教室	第4水曜日	横手市交流センター ^{Y2} ぶらざ	14：00～15：30

※各サテライト教室会場に担当者は常駐していませんので、相談のある方は事前に視覚支援学校宛てに連絡願います。

2 実施内容

対 象	内 容
通常の学級に在籍する児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・見えにくさから生じる様々な悩みの相談 ・視力や視野、読書速度、最適な文字の大きさ等の教育的視機能評価 ・見やすく学習しやすい環境、安全な環境を整えるための情報提供 ・拡大鏡や単眼鏡等の視覚補助具の紹介と使用法の習得支援 ・見え方に応じた学習方法の習得支援
特別支援学級に在籍する児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・目と手の協応、注視や追視等の視機能の発達を促す活動支援 ・バランスのとれた身体行動のための調整能力や動作の獲得支援 ・保有する視覚や他の感覚を最大限に活用する方法の指導・支援 ・見やすい学習環境の整備、ルーペや単眼鏡等の視覚補助具の使い方の指導・支援 ・見え方に応じた教材・教具の情報提供
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・見え方に関する悩み、家庭での過ごし方についての相談 ・医療、福祉、労働、ボランティア等に関する情報提供（専門機関との地域ネットワークづくり）
学級担任、教科担当教員	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用支援 ・見え方に応じた学習環境、生活環境を整えるための情報提供 ・視覚障害教育における自立活動についての情報提供 ・視覚補助具の指導方法や教材・教具についての紹介 ・視覚障害教育に関する研修の協力

3 問合せ先

秋田県立視覚支援学校・ロービジョン支援センター TEL 018-889-8571（学校代表）
 メール shikaku-s@akita-pref.ed.jp

聴覚支援学校 きこえとことば支援センター・サテライト教室

聴覚支援学校の「きこえとことば支援センター」では、きこえやきこえにくさによることばの発達に心配のある乳幼児、小学生、中学生、高校生とその保護者、学級担任の相談に応じるとともに、学校（園）等の研修に対する支援を行っています。

また、教育相談は、聴覚支援学校「きこえとことば支援センター」に加え、県北地区と県南地区に設けたサテライト教室でも行っています。

なお、聴覚支援学校には聴覚障害教育に関する高い専門性をもつ教育専門監や特別支援教育アドバイザーを配置しており、障害の状態に応じた相談・支援を行っています。

1 教育相談等の実施場所・実施日時

地 区	実施日	会 場	時 間
きこえとことば支援センター（全県）	月～金曜日	秋田県立聴覚支援学校	9：00～16：30
サテライト北教室	火曜日	北秋田市立鷹巣小学校	10：30～16：00
サテライト南教室	木曜日	大仙市大曲交流センター	10：30～16：30

※各サテライト教室会場に担当者は常駐していませんので、相談のある方は事前に聴覚支援学校宛てに連絡願います。

2 実施内容

対 象	内 容
乳幼児と保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ きこえにくい子どもの子育てについての相談、療育 ・ 聴覚管理（聴力測定など） ・ 補聴器、人工内耳の装用支援 ・ 医療機関との連携 ・ 家庭訪問、在籍園訪問による支援、合同保育による家族同士の出会いの場の提供
幼児児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴のある幼児児童生徒の支援・指導（ことばや発音、自己理解） ・ 通級による指導（対象：通常の学級に在籍する難聴のある児童生徒） ・ 進路に関する情報提供や進路相談 ・ 難聴のある児童生徒の交流会（対象：主に小・中学生） ・ 難聴理解学習 ・ 言語検査、知能検査の実施 ・ 補聴相談（聴力測定や補聴器等装用支援）
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや療育、進路等に関する相談 ・ 難聴疑似体験 ・ 保護者同士の情報交換の場の提供
学級担任、教科担当教員、雇用先事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用支援 ・ 学校（園）等への訪問（担当者の支援、在籍園・校の教職員への情報提供） ・ 学校（園）等の研修支援（難聴理解研修、難聴疑似体験、授業研修の協力） ・ 県立聴覚支援学校の授業参観、情報提供等

3 問合せ先

秋田県立聴覚支援学校 TEL 018-889-8572（学校代表）

きこえとことば支援センター TEL 090-8784-6302（直通）

メール cho-shien0291@docomo.ne.jp もしくは chokaku-s_shien@akita-pref.ed.jp

研修・相談に関する Web ページによる情報提供

○アクセス方法

「美の国あきたネット」 ⇒ ■調べる「部署別」 ⇒ 「教育庁」 ⇒ 「特別支援教育課」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/15431>



○主な内容

- ・特別支援教育関係情報
- ・障害別支援ガイド

(障害の特性や支援等を障害種別に紹介しています。実践例も掲載しています。)

※通常の学級実践研修、通級による指導実践研修、特別支援学級実践研修の申込書、実施計画書の様式もダウンロードできます。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/15701>



○秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2167>



研修・相談を担当する関係教育機関一覧

各教育事務所・出張所、総合教育センター

機 関 名	電話番号	担当研修・相談
北 教 育 事 務 所	0186-62-1217	・通常の学級実践研修 (p3)
同 鹿角出張所	0186-23-3302	・通級による指導実践研修 (p4)
同 山本出張所	0185-52-3369	・特別支援学級実践研修 (p5)
中央教育事務所	018-860-3244	・小・中学校等特別支援教育コーディネーター 連絡協議会 (p10)
同 由利出張所	0184-22-3673	・障害理解研修会 ～心のバリアフリーミーティング～ (p10)
南 教 育 事 務 所	0182-32-1101	・小・中学校等特別支援チームによる相談・支援 (p12)
同 仙北出張所	0187-63-3477	・総合教育センターC講座、公開講演 (p10)
同 雄勝出張所	0183-73-1106	
総合教育センター(支援チーム)	018-873-7215	

各特別支援学校

学 校 名	電 話 番 号	担当研修・相談
視 覚 支 援 学 校	018-889-8571	・特別支援学校体験研修 (p10) ・高等学校特別支援チームによる相談・支援 (p14) ・特別支援学校のセンター的機能の活用 (p15) ・かがやきの丘障害理解研修会 (p10) ・視覚支援学校 ロービジョン支援センター ・サテライト教室 (p16) ・聴覚支援学校 きこえとことば支援センター ・サテライト教室 (p17) ・秋田きらり支援学校(肢体不自由教育) 病弱教育サポートセンター (p18)
聴 覚 支 援 学 校	018-889-8572	
秋田きらり支援学校	018-889-8573	
比 内 支 援 学 校	0186-55-2131	
同 か づ の 校	0186-22-0253	
同 た かのす校	0186-66-2128	
能 代 支 援 学 校	0185-55-0691	
支援学校天王みどり学園	018-870-4611	
栗 田 支 援 学 校	018-828-1162	
ゆ り 支 援 学 校	0184-27-2630	
大 曲 支 援 学 校	0187-68-4123	
同 せんぼく校	0187-42-8568	
横 手 支 援 学 校	0182-33-4166	
稲 川 支 援 学 校	0183-42-4424	

特別支援教育地域センター(特別支援教育アドバイザー勤務先)

設置小学校	アドバイザー勤務日	電 話 番 号	担当研修・相談
鹿角市立花輪小学校	※鹿角出張所対応		・特別支援教育アドバイザーによる相談・支援 (p11)
大館市立桂城小学校	○(月・水・金)	0186-42-4910(専)	
北秋田市立鷹巣小学校	○(月・水・金)	0186-62-9814(専)	
能代市立湍城南小学校	○(火・木・金)	0185-52-0468(専)	
男鹿市立船川第一小学校	○(月・水・金)	0185-24-3231	
秋田市教育研究所	○(月・火・木)	018-865-2530	
由利本荘市立鶴舞小学校	○(火・金)	0184-22-3558(専)	
(由利本荘市立岩谷小学校)	○(木) 相談ルーム	0184-65-2220	
大仙市立花館小学校	○(火・木・金)	0187-63-1022	
仙北市立角館小学校	※仙北出張所対応		
横手市立朝倉小学校	○(火・水・金)	0182-32-6070	
湯沢市立湯沢西小学校	○(火・水・金)	0183-72-5150	

※アドバイザー勤務日は変更となる場合がありますので、各地域センター等に御確認ください。

秋田県教育庁特別支援教育課(本研修・相談案内に係る問合せ先)

電話番号、FAX番号	担 当 研 修
TEL 018-860-5135	・新任特別支援教育コーディネーター研修会 (p10)
FAX 018-860-5136	・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会 (p10)
	・特別支援教育支援員研修会 (p10)